

あなたに知ってほしい!

しんきん

Q & A

2013

地域の繁栄とともに



理事長 小林 哲哉

平素より、上田信用金庫をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
います。

私ども上田信用金庫は、大正11年創業以来「人とのふれあいを大切に
し 地域の繁栄に貢献する」の理念のもと、地域の繁栄を願い地域
密着型金融の中心的な担い手としての公共的使命を果たすべく努力し
ております。

平成24年度の「ディスクロージャー2013」の他、当金庫の経営内容、
事業活動の状況をわかりやすくQ&A方式にして解説したミニディスク
ロージャー誌「あなたに知ってほしい!しんきん」を作成いたしました。

ご高覧のうえ、ご参考にしていただければ幸いに存じます。

今後とも地域社会の発展に寄与すべく、役職員一同全力を尽くす所
存でありますので、一層のご愛顧とご支持を賜りますようお願い申し上
げます。

平成25年7月

当金庫の概要 (平成25年3月31日現在)

名 称	上田信用金庫
本店所在地	〒386-0014 上田市材木町1-17-12 TEL 0268-22-6260
常勤役職員数	236名
店 舗 数	23店舗 (店外を含むATMコーナー33カ所)
会 員 数	18,395名
出 資 金	704百万円
預 金	226,944百万円
貸 出 金	103,210百万円



目 次

Q1	上田信用金庫の経営方針は?.....	1
Q2	自己資本比率とは?.....	2
Q3	上田信用金庫の経営内容は?.....	3
Q4	自己査定とは?.....	4
Q5	不良債権とは?.....	5
Q6	リスク管理とは?.....	6・7
Q7	どんな地域貢献活動を行っているの?.....	8・9
Q8	地域密着型金融の取り組み状況は?.....	10・11
Q9	金融円滑化への取り組みは?.....	12
Q10	コンプライアンスって何ですか?.....	13
Q11	ペイオフとは?.....	14
Q12	キャッシュカードの偽造・盗難被害にあった場合は?.....	15
Q13	相談したいことがあるんだけど、どうしたらいいの?.....	16
Q14	振り込め詐欺被害の救済制度ができたの?.....	17
Q15	取引時確認のご協力をお願いとは?.....	19



Q1 上田信用金庫の 経営方針は？

A

「人とのふれあいを大切にし、地域の繁栄に貢献する」という経営理念の下、東信地域の皆様から信頼される金融機関となるべく、経営方針を定めております。



経営理念

人とのふれあいを大切にし
地域の繁栄に貢献する

経営方針

1. 顧客とのふれあいを通じ、地元の地域金融機関として特化浸透をはかる。
2. 知性と感性をみがいて、常に自己革新し、行動力の発揮により、多様化する顧客ニーズに対応する。
3. コミュニケーションとチームワークの強化により、打てば響く職場風土を醸成する。
4. 組織に弾力性と柔軟性をもたせ、環境の変化に対応する。
5. 健全経営により、適正な利益を確保し、会員・地域への還元と職員の裕かな生活環境の確立を目指す。

コーポレートマークの意味は？



コーポレートマークは、上田信用金庫が激動する環境に柔軟に対応していく姿と地域やお客様とのふれあいを大切にしているイメージを表しています。

円は、上田信用金庫の営業区域全体、円の中のUは「上田」&「YOU=あなた=お客様」、中心のSは「しんきん」&「佐久」をイメージするとともに、その営業区域を縦断する千曲川をシンボライズしています。

信用金庫とは

昭和26年に施行の信用金庫法に基づき設立された地域の皆様が利用者・会員となって、互いに地域の繁栄を図る相互扶助を目的とした協同組織金融機関です。

主なお取引先は、中小企業や個人の皆様です。

利益第一主義ではなく、会員すなわち地域社会の利益が優先されます。

営業区域も一定の地域に限定されており、お預かりした資金が地域の発展に活かされています。



Q2 自己資本比率とは？



A 自己資本比率は、
金融機関の経営体力を示す
指標であります。

当金庫の自己資本比率は、17.32%と国内基準の4%を大きく上回っております。

この指標が高いほど健全性が高いとされ、国内だけで営業を行う金融機関に適用される「国内基準」の4%はもとより、国際統一基準の8%も大幅に上回っております。

なお、自己資本比率は「その他有価証券の評価差損」を控除しない特例措置（平成26年3月31日期限）にて算出しております。

今後も、堅実経営に徹し、自己資本の充実に努め、お客様の信頼を第一に安心してご利用いただける地域金融機関を目指して参ります。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額}}{\text{信用リスク・アセットの額} + \text{オペレーショナルリスク相当額を8\%で除して得た額}} \times 100\%$$

《用語の説明》

自己資本額 = 自分のお金で、返済する必要のない出資金、利益準備金、特別積立金等の合計額。

リスクアセット = 貸出金や有価証券などの資産をリスク（損失の可能性）の大きさに応じて、掛け目を乗じた合計額。

オペレーショナルリスク = 当金庫を取り巻くさまざまなリスク（法律・ルール違反、不正行為や業務ミス、システムトラブル、事故・災害等の外的事象、風評により金庫の評判が傷つけられる等）から生じる損失に係る危険度。

これなら安心

上田しんきんは安心

上田しんきんの自己資本比率は
国内基準の4倍強を確保しています



Q₃ 上田信用金庫の 経営内容は？



A

引続き厳しい経営環境にありますが、自己資本比率17.32%と基準を大きく上回っており、安心してご利用いただけます。



預金

預金は、前期末比末残で25億円(1.1%)減少しました。内訳では、普通預金を中心とした流動性預金は28億円増加したものの、定期性預金が54億円減少しました。人格別では、個人預金が4億円、法人預金7億円、公金等14億円それぞれ減少しました。

貸出金

貸出金は、前期比末残で10億円(0.9%)減少しました。個人向けは住宅ローンを中心に11億円増加したほか、地方公共団体向けが14億円増加しましたが、事業向け資金は円高や海外の景気後退等に伴う需要の低迷により35億円減少しました。

収益

収益面では、利回りの低下等により貸出金利息及び有価証券利息配当金等の資金運用収益の減少や、有価証券売却益が前期比減少したこと等により、業務収益は前期比6億円減少し37億円、経常収益は4億円減少し41億円となりました。

費用面は、資金調達費用や有価証券関係の損失が減少したほか、経費の削減に努めた結果、業務費用は前期比2億円減少し32億円となり、経常費用は貸倒引当金が減少したことにより、前期比5億円減少し37億円となりました。

なお、当期の不良債権処理費用は前期比4億円減少し1億円、また、有価証券売買関係損益は前期比2億円減少し1億円となっております。

以上により、当期の業務純益は前期比4億円減少し5億円、経常利益は2千万円増加し4億円、当期純利益は1億円増加して3億円となりました。

主な経営指標

	平成23年度		平成24年度	
経常収益	4,681,633	千円	4,182,952	千円
経常利益(又は経常損失(△))	382,096	千円	405,373	千円
当期純利益(又は当期純損失(△))	234,598	千円	375,828	千円
出資総額	703	百万円	704	百万円
出資総口数	1,406	千口	1,408	千口
純資産額	13,844	百万円	15,622	百万円
総資産額	245,848	百万円	248,129	百万円
預金積金残高	229,534	百万円	226,944	百万円
貸出金残高	104,228	百万円	103,210	百万円
有価証券残高	80,440	百万円	88,789	百万円
単体自己資本比率	17.20	%	17.32	%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	27,990,568 (19.90)	円	28,131,618 (19.97)	円
職員数	230	人	229	人



Q₄ 自己査定とは?



A

「金融検査マニュアル」に基づき当金庫が定めた自己査定基準に基づいて、自らの資産の内容を個別に検討し、回収の危険性または価値の毀損の危険度合に従って区分することを言います。

当金庫では、リスクをもつすべての資産（貸出金・有価証券・固定資産等）を対象に自己査定を実施しており、お客様からの預金などがどの程度の危険にさらされているかを判定しています。

1. 貸出金

【債務者区分とは】

別に定める自己査定抽出基準に基づく債務者について、下記基準により区分を行っております。

債務者区分		内 容
正 常 先		業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる先。
要注意先	その他 要注意先	貸出条件や履行状況に問題がある先の他、業況が低調ないし不安定な先、または財務内容に問題がある先等、今後管理に注意を要する先。
	要管理先	要注意先のうち、3か月以上の延滞または貸出条件緩和を行った貸出金があり、今後管理を要する先。
破綻懸念先		現状、経営破綻の状況にないが、経営難の状況にあり、経営改善計画書等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先。
実質破綻先		法的・形式的破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状況にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている先。
破 綻 先		法的・形式的破綻の事実が発生している先で、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生法の申請、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている先。

【貸倒引当金】

正常先及び要注意先（その他要注意先・要管理先）については、貸出残高に対して過去の貸倒実績率を乗じて計算した額を、一般貸倒引当金として計上します。

破綻懸念先、実質破綻先、破綻先については、個別の債務者ごとに担保等の保全されている額を除いた残額に対して、必要額を個別貸倒引当金として引当金計上または部分直接償却（減額）します。

また、不動産処分、自己破産等の法的手続き等により今後の回収見込みが全くなかった貸出金については、直接償却します。

2. 有価証券

現在の価格（時価）で評価し直し、購入価格（簿価）との差額を評価差益（損）として、自己査定に反映させます。ただし、時価が簿価より著しく下落した場合等は、直接損益に反映させます。

3. 固定資産

当金庫所有の固定資産（各店舗の土地、建物等）については、グループ分けを行い、営業キャッシュフロー、現在の価格（時価）と帳簿価格（簿価）の差額が一定割合以上下落している等損失処理をすべき兆候の有無を判定します。

損失処理の兆候が認められる場合は、将来のキャッシュフローの現在価値及び現時点での固定資産の処分価値の算定のうえ、簿価が大きい場合は、損失処理を行います。

Q5 不良債権とは？



A

ご融資先の経営悪化や倒産などの理由から、返済が遅れているか、困難になる可能性が高い貸付金等をいいます。



金融再生法開示債権及び保全状況

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
金融再生法上の 不良債権	平成23年度	6,873	6,152	3,195	2,957	89.50	80.39
	平成24年度	7,023	5,794	3,091	2,702	82.50	68.74
破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成23年度	1,207	1,207	913	294	100.00	100.00
	平成24年度	766	766	611	155	100.00	100.00
危険債権	平成23年度	5,607	4,910	2,263	2,647	87.57	79.18
	平成24年度	6,140	4,946	2,426	2,520	80.55	67.85
要管理債権	平成23年度	58	33	18	15	19.14	37.50
	平成24年度	116	81	53	27	69.86	44.00
正常債権	平成23年度	98,311					
	平成24年度	96,996					
合 計	平成23年度	105,185					
	平成24年度	104,021					

リスク管理債権及び保全状況

(単位:百万円、%)

区 分		残高 (a)	担保・保証額	貸倒引当金	保全率
破綻先債権	平成23年度	310	246	64	100.00
	平成24年度	60	51	9	100.00
延滞債権	平成23年度	6,385	2,904	3,018	92.75
	平成24年度	6,766	2,969	2,602	82.35
3か月以上延滞債権	平成23年度	12	7	3	83.33
	平成24年度	60	45	14	98.64
貸出条件緩和債権	平成23年度	45	6	12	40.00
	平成24年度	56	8	13	39.14
合 計	平成23年度	6,754	3,163	3,097	92.75
	平成24年度	6,943	3,075	2,638	82.30

(注1) 「金融再生法開示債権」 = 貸出金に加えて、未収利息、債務保証 (日本政策金融公庫等の代理貸付)、貸付関連の仮払金等対象が広範囲となっています。

(注2) 「リスク管理債権」 = 貸出金のみが開示の対象となります。



Q₆ リスク管理とは？



A

当金庫を取り巻くさまざまなリスク（危険）に対して、自己資本の検証・管理を行いながら、健全な経営に努めることです。

金融の自由化、国際化の進展に伴い、リスクの正確な把握とその管理体制の確立が求められる状況下において、当金庫ではリスク管理を経営の重要課題とし、経営の健全化を確保し持続可能で安定的な収益性と効率化を向上させる管理体制の強化に取り組んでおります。

リスク管理の体制

審査管理体制

実際の営業推進に携わる営業店及び本部推進部門（業務部）と融資業務の方針、統括等を行う審査部門（融資部）がそれぞれ独立性を保ちつつ、相互けん制を行うシステムとなっております。

本部においては、厳正な審査・管理体制をとり、財務分析や自己査定の結果を審査管理面に活用しているシステムを構築しており、一層の審査機能の充実を図っております。

内部監査・検査体制

当金庫の監査・検査体制は、2つの柱によって成り立っております。

一つ目は監査部が行う内部監査です。本部各部及び営業店に対して、毎年業務全般についてリスク管理態勢の有効性及び適切性についてリスク管理の状況を監査するとともに、不正・過誤を防止するため法令、規程、通達等に則り適性かつ効率的な業務が執行されているかを検証しています。

二つ目は、現物及び事務処理状況について、部店長及び管理者が毎月一回実施する「店内検査」によって事務事故を防止し、お客様の信頼に応えるべく厳格な業務運営を行っております。

自己資本管理体制

統合リスク管理室を中心に、自己資本管理体制の自己資本充実度の評価項目と統合的リスク管理体制の検証項目を一体とした検証・管理を行う体制整備に努めております。

※自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことを言います。

※「自己資本の充実の評価」とは、自己資本比率には含まれないリスク評価も相対的にとらえ経営体力（自己資本）と比較対照することによって自己資本充実度の評価を行うことを言います。

リスクの種類

リスクの種類	リスクの内容	リスク管理の状況
信用リスク	企業や個人への貸出金の回収が困難になったり、保有有価証券の発行体の破綻により元本回収が不能になるリスクのことでです。	当金庫では、実際の営業推進に携わる営業店及び本部推進部門(業務部)と、融資業務の方針統括等を行う審査部門(融資部)がそれぞれ独立性を保ちつつ、相互牽制を行っております。 融資部内において、財務分析や自己査定結果を審査管理面に活用するシステムを構築のうえ審査機能の充実を図り、審査課と管理課が連携して厳正な審査・管理体制をとっております。 有価証券運用については、余資運用基準に基づく限度額管理を行っております。
市場リスク	資産(貸出金・有価証券)、負債(預金等)双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券等の価格の変動に伴う「価格変動リスク」、外国為替市場の変動に伴う「為替リスク」等の市場の変動によって保有する資産の価値が変動するリスクの総称です。	当金庫では、経済、金融の見通しに基づいたALM委員会を中心に、余資運用基準に基づく厳正な運用管理に努めております。
流動性リスク	予期しない大量の預金の払い戻し等により、著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、資金の調達と運用のバランスが著しく崩れた際などに資金繰りに支障をきたすリスクのことでです。	日常の資金繰りについては、即座に換金できる流動性の高い資金(支準備預金)が預金残高の一定水準以上を維持するよう管理しております。 信金中央金庫を中心とした信用金庫業界のバックアップ体制を含め、不測の事態に備えております。
事務リスク	事務上の事故やミス、不正等によって、当金庫が損失を受けるリスクのことでです。	月次で店内検査の実施を義務づけることにより、万一事故が発生した場合でも早期に発見することが可能な体制を整備しております。 日常の事務ミス防止のため、内部規程の整備及び事務指導部門による研修・指導を通じて、事務能力向上に努めております。
システムリスク	コンピュータシステムのダウン・誤作動、不備等やコンピュータを不正に利用されることによって損失を受けるリスク及び金融機関の内部管理体制の不備や災害等の外生的事象から生じる広範囲に存在するリスクのことでです。	当金庫は、平成17年10月に「信金東京共同事務センター事業組合」へ加盟することにより、不測の大規模災害等に備え万全のバックアップ体制と、コンピュータシステムトラブルに即応できる体制を整備しております。
法務リスク	法令・庫内規程等に反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することで、金融機関の信用失墜を招き、当金庫が損失を被るリスクのことでです。	信用金庫の地域社会に対する社会的責任と公共性を鑑み、コンプライアンス統括室を中心として「行動基準」を制定のうえ、朝礼、終礼等を通じて従業員の法令遵守に取組んでおります。
風評リスク	金融機関自身の行為や第三者の行為により生じた風評(良くない噂)の流布等によって、当金庫が損失を被るリスクのことでです。	お客様からのご要望やご不満等に対して素早くお応えするための態勢整備に努めております。お取引店及び本部関連部署が一体となって問題解決を図るとともに、再発防止のためのさまざまな施策等の仕組み作りに努めております。 なお、皆様に安心してお取引いただけるように、経営内容について積極的な情報開示に努めております。



Q7 どんな地域貢献活動を行っているの？

A

東信地域の皆様から信頼される金融機関として、環境及び法令等遵守に対する取り組み、今後も地域貢献活動を通じて、社会的責任を果たして参ります。



1. 環境に対する取り組み

【当金庫の環境方針】

1. 事業活動において関連する環境の法規制、条例、および当金庫が同意する協定等を順守し、地球環境の保全、環境汚染の予防に努めます。
2. 事業活動を通じ省資源・省エネルギーに努め、環境対応型商品の開発・推進ならびに情報提供による地域・会員・お客様への環境問題対応のご支援をめざします。
3. 経営理念・環境方針に基づき、環境目的・目標を設定し、環境マネジメントシステムを推進します。
4. また、環境目的・目標は定期的に見直しを行い、環境問題への取り組みの継続的な改善に努めます。

この環境方針順守のため、本方針の全職員への徹底と教育に努めております。



店周の清掃活動

<具体的施策>

- 「クールビズ・ウォームビズの実施」
- 「環境融資商品」(カーライフプラン・エコ、ロードサービス付マイカーローン=エコカーの購入、住宅ローン、リフォームローン・エコ=太陽光発電システム等環境に配慮した住宅設備を実施する場合)を取扱うとともに、毎月1回全店にて店周の清掃活動を実施致しました。(継続実施中)
- 平成25年2月1日より、加齢などにより視力が低下した方や色覚障がいの方にも配慮のうえ、「誰にでも見やすく」「情報を正確に伝える」ことを目的とした、カラーユニバーサルデザインの総合口座通帳の取り扱いを開始致しました。



2. お客様の満足度アップのための取り組み

イチマル(10%)アップ運動の実施

お客様の満足度を高めることによって取引の拡大・深耕を図り、収益の強化、経営効率の向上と生活環境の向上の貢献に努めております。

- 推進項目
- ハートフル(顧客満足度の向上)による取引顧客の増加(店舗経営の効率化)
 - 収益の増加と費用の低減
 - 期日管理・時間管理の向上による効率化
 - 渉外・外訪活動の効率化
 - 各種研修の実施 「女子力発揮講座」(リボンプロジェクト)、「渉外・窓口研修」「保険商品推進プロジェクト」「提案セールス研修」「営業店チェックポイント研修」等



女子力発揮講座研修

3. 地域貢献活動

- 「中小企業景気動向レポート」(当金庫の窓口から見た東信地区の経済動向)の季刊発行



- 「上田しんきん経営塾21」～地域企業の経営者や後継者同士が語り合い技術・技能・人材等の向上を目指し「今何をすべきか」を考えるため、24年度は『戦略的中期計画策定 ～成長企業の社長はどんな経営をしているのか?～』をテーマとして、年4回のセミナーを中心に取引先企業の一層の支援に取り組みました。



- 8月2日(木)に、地元の小学3～6年生28名が、「お金に関するクイズ」「おこづかい帳のつけ方」「本店・本部の見学」「1億円の重さ」について受講・体験する金融教育プログラムを実施致しました。



- 「しんきんローンセンター」住宅、マイカーをはじめとした個人ローンのお悩みについて、お仕事帰りやお休みの日にも、お気軽にご相談いただけます。



- 恒例の「上田わっしょい」をはじめとして、毎年東信地域の各種イベント等に参加しております。

- 「しんきんふれあい講演会」
平成24年度 上下地区講演会
日時 平成24年9月20日(木)
講師 野村 克也さん
演題 『もう一つの管理学・一流の条件』

- 「しんきんふれあい講演会」
平成24年度 佐久地区講演会
日時 平成25年2月19日(火)
講師 林 覚乗さん
演題 『心ゆたかに生きる』

- ギャラリー・イベントホールの開放により、講演会・音楽会・絵画作品発表等の場所として地元の皆さんにご利用いただき、地元・地域への文化芸術活動の発展のため、地域に根差した活動を応援しています。



イベントホール



ギャラリー



Q 8 地域密着型金融の 取り組み状況について?



A 経営改善計画書策定をはじめ
とした経営改善事業・再生支援
等の施策に努めております。

基本方針に基づく地域密着型金融推進に関する主要な具体的取組み項目

- [1] 取引先顧客のライフステージに対応したコンサルティング機能の強化
- [2] 顧客満足度向上への取組み
- [3] 地域社会・利用顧客への積極的な情報発信による地域貢献活動の強化

平成24年度の取組み実績

1. 取引先顧客のライフステージに対応したコンサルティング機能の強化

具体的な取組項目	平成24年度 取組状況
M&A仲介業務取扱いの開始	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成24年8月8日付、信金キャピタル(株)・(株)日本M&Aセンターとの連携による「M&A仲介業務」の取扱を開始しました。 ● 具体的取組事例として、ある製造業の売却希望案件について買取企業候補への紹介を実施致しました。
外部専門家・外部機関との連携による課題解決策への取組強化	<ul style="list-style-type: none"> ● <中小企業再生支援協議会> 19回に亘る情報交換を通じ、外部コンサルタント導入(1先)、同協議会関与による経営改善計画書策定・検証実施後、関係機関協調による計画の合意形成(1先)を図りました。 ● <長野県信用保証協会> 取引先に対し協調したモニタリングを7回実施、経営改善に向けた進捗管理・経営課題の共有化を含め、連携して支援・指導を実施しました。 ● <中小企業ネットワーク強化事業> ネットワークアドバイザーによる取引先へのコンサルティングを9回実施するとともに、信用保証協会等との連携強化を図りました。
地方公共団体等との連携による取引先企業の経営改善支援	<ul style="list-style-type: none"> ● <ながの産業支援ネットワークへの参画> 総合的な課題解決に向けた取組み・情報の共有、支援策・施策等の周知、密接な連携を図る仕組みづくりの構築に努めました。 ● <産学官金連携> 信州大学連携コーディネータの委嘱を受け、他機関のコーディネータとの情報交換等を行いながら、取引先・地域への支援・連携強化に努めました。 ● <地公体主催の会議への参画> 上田市主催の諸会議に参画するとともに、地域経済団体・その他関係機関との連携により地域経済の活性化に努めました。
ビジネスマッチングによる情報仲介機能の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ● 「長野しんきんビジネスフェア2012」へ取引先1社が出展、しんきん特別相談会商談会においては、2社がエントリーのうえ、うち1社が商談成立につながりました。 ● 東京ビジネスサミットへ、当庫取引先2社が出展致しました。 ● 信金中金を介してデータベースサイトを利用した「イブロス製造業」に当金庫取引先24先が登録のうえ、ビジネス・マッチングを推進致しました。

2. 顧客満足度向上への取組み

具体的な取組項目	平成24年度 取組状況
顧客ニーズに対応するためのスキルアップに向けた人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部研修への派遣による知識の習得を図るとともに、参加職員による伝達研修を実施した。 ● 新入職員について、入庫前(3月)及びフォロー研修(5月・8月)を実施し、信用金庫人、社会人としての基礎知識等を指導致しました。 ● 「人材育成セミナー」を実施し、講師8名16回のセミナー、及び過年度講師6名によるフォローセミナーを実施し、知識の習得等人材育成に努めました。(延181名参加) ● 「検証カントリー制度」、外部講師による「リボンプロジェクト」、「保険商品推進プロジェクト」「提案セールス研修」「営業店チェックポイント研修」等を実施し、担当者および役席者のスキルアップに努めました。
顧客のライフステージに応じた融資手法の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● ローンセンター専担者による住宅メーカー・不動産業者への営業強化および土・日営業の実施により、業者紹介案件(新築)を中心に申込みが増加、住宅ローン残高は18,153百万円(前期末比5.92%増)となりました。 ● 1月28日(月)より、1年365日、24時間受付が可能なインターネットから(一社)しんきん保証基金付個人ローンの仮審査申込み受付業務を開始致しました。

3. 地域社会・利用顧客への積極的な情報発信による地域貢献活動の強化

具体的な取組項目	平成24年度 取組状況
会員を含む各種サークルを活用とした企業経営者への情報発信と事業活性化支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 若手経営者・後継者の学びの場として「しんきん経営塾21」の活動を実施、「戦略的中期計画策定講座 ～ 成長企業の社長はどんな経営をしているのか?」をテーマにセミナーを年4回開催し、お取引先のスキルアップを図りました。 ● 中小企業家同友会例会に、年6回参加のうえ各企業経営者の悩み等について、金融機関の立場からアドバイスを実施致しました。
環境問題への取組みと情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 全店にて、月1回の店周清掃ボランティア活動を継続実施中であります。 ● 平成25年2月から、視力が低下した方や色覚異常の方に配慮したカラーユニバーサルデザインの総合口座通帳の取り扱いを開始致しました。 ● 平成25年3月から、太陽光発電設備等、エコ設備設置を含むリフォームローンの取り扱いを開始いたしました。
小学生を対象とした金融教育プログラムの実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 上田市内の小学生(3～6年生)総勢25名を対象に、「お金について」の講義、実際の仕事(機械)の見学、1億円の重さの体験等の金融教育を実施致しました。

経営改善支援の取組み実績

【平成21年4月～平成25年3月】(単位:先数)

	期初 債務者数 A	うち 経営改善 支援取組み 先数 α	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数			経営改善 支援取組み 率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α	
			αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	αのうち再生計画を策定した先数 δ				
正常先 ①	1,717	1	—	0	1	0.1%	—	100.0%	
要注意先	うち その他 要注意先 ②	324	100	3	87	91	30.9%	3.0%	91.0%
	うち 要管理先 ③	5	0	0	0	0	0.0%	—	—
	破綻懸念先 ④	47	7	0	7	2	14.9%	0.0%	28.6%
実質破綻先 ⑤	71	0	0	0	0	0.0%	—	—	
破綻先 ⑥	32	0	0	0	0	0.0%	—	—	
小計 (②～⑥の計)	479	107	3	94	93	22.3%	2.8%	86.9%	
合計	2,196	108	3	94	94	4.9%	2.8%	87.0%	



Q9 金融円滑化への取り組みは？

A

当金庫は、経営理念である「人とのふれあいを大切に、地域の繁栄に貢献する」に基づき地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、金融の円滑化に取り組んでおります。



地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や条件変更のお申し込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

金融円滑化法に基づく条件変更等の実施状況

(平成21年12月4日～平成25年3月31日)

【中小企業者】

(単位:件、百万円)

	申 込		実 行		謝 絶		審 査 中		取 下 げ	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
全 体	7,683	81,672	7,407	78,660	33	586	82	998	161	1,427
うち、信用保証協会等による保証を受けていなかった貸付債権	5,231	66,368	5,098	64,168	15	493	34	629	84	1,076
	実 行 率		96.4%	96.3%						

【住宅資金借入者】

(単位:件、百万円)

	申 込		実 行		謝 絶		審 査 中		取 下 げ	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
全 体	146	1,314	112	1,028	2	25	5	25	27	235
	実 行 率		76.7%	78.2%						

(注) 件数・金額は、法施行日から上記時点までの累計です。尚、審査中のみ平成25年3月末時点の件数・金額であります。

(注) 上記計数は、債権ベースで集計しております。また、百万円単位未満は切捨てしております。

(注) 上記実行率は、実行件数・金額を申込件数・金額で除したものであります。

金融円滑化法の期限到来後の対応について

平成25年3月末をもって「中小企業金融円滑化法」の最終期限が到来しております。

同法の期限到来後は、金融機関が「金融円滑化対応（貸出金の条件変更等や円滑な資金供給）をしなくなるのではないかと」等の心配の声が聞かれますが、当金庫は金融円滑化法の施行以前より、地域密着金融機関として、地域のお取引先に対し資金を安定的に供給し、また経営改善等に対する支援を行う等、中小企業の皆様の金融の円滑化に努めており、この取り組みは、金融円滑化法の期限到来に係わらず、何ら変わるものではありません。

また、住宅資金お取扱いの皆様の条件変更等に対する対応につきましても、中小企業の皆様に対する対応と同様に、金融円滑化法の期限到来に係わらず、これまでと何ら変わるものではありません。

当金庫は、引き続き全役員が協働し、お取引先の状況をきめ細かく把握しながら、実態に応じたきめ細かな対応を行い、コンサルティング機能の発揮により、お取引先の経営課題に応じた最適な解決策を提案し、最大限の支援を図る方針でありますので、これまで同様、当金庫各営業店窓口にお気軽にご相談下さい。



Q₁₀ コンプライアンスって何ですか？



A 法令やルールを厳格によく守ることです。

コンプライアンス（法令遵守）導入の背景

一般的に「法令等遵守」すなわち倫理・法律等をよく守り正しい行動をとることと解釈されております。

金融業界においてコンプライアンスが重要視されるようになった背景には、バブル経済の崩壊とともに噴出した金融機関の破綻や銀行の不祥事件が続き、社会問題化したことが挙げられます。

これらの事件は規模の拡大や収益拡大だけに重きを置いて、法令やルールを軽視し、社会良識に反するようなことを行なった結果といえます。

地域における信用金庫の役割

信用金庫は、相互扶助の理念に基づいて、会員制度による協同組織金融機関として地域の中小企業や国民のみなさまに必要とされるサービスを提供し、その経済的発展と生活の向上や地域社会の繁栄に奉仕することを社会的使命としています。

信用金庫がその社会的使命を果たし、会員やご利用いただく方の多様なニーズに応えるきめの細かなサービスを提供し、社会の信頼を得ていくには、役職員一人ひとりが高い倫理観と使命感をもって行動しなければならないと考えています。

当金庫のコンプライアンス取組方針

当金庫は、平成21年5月29日付業務改善命令に基づき、関東財務局長に「業務改善計画書」を提出し、平成21年7月27日に「コンプライアンス(法令等遵守)宣言」を行い、計画書の着実な実行による内部管理態勢の充実・強化および法令等遵守態勢の確立に役職員あげて取り組んでいます。



Q11 ペイオフとは?

A

預金者一人につき預金元本1,000万円及びその利息が保護されます。

なお、お利息の付かない決済性預金については、全額保護されます。



金融機関の預金者は預金保険制度により保護されておりますが、万一、金融機関が破綻した場合、一定限度を超えた預金の支払いは行われなくなっております。

これを「ペイオフ」といい、平成17年4月にこの制度が全面解禁となりました。この制度により保護される範囲は原則として、1金融機関あたり預金者一人（家族であっても、夫婦、親子はそれぞれ）につき預金元本1,000万円及びその利息が保護されます。

ただし、決済性預金（当座預金、普通預金＜無利息型＞、別段預金等）については、全額保護されます。

また、預金者は、破綻した金融機関に預金と借入金の両方がある場合、お客様からの申し出により借入金と預金の相殺ができます。

預金が1,000万円以上ある場合、1,000万円を超える部分は一部カットされる場合がありますので、一般的には借入金と相殺した方が預金者に有利になると考えられます。

結果として1,000万円を超える部分も全額戻ってくることもあります。

※預金保険の対象以外の預金は、相殺できない場合もありますので取引金融機関にお尋ねください。

預金等の保護の範囲と時期

商品の分類	平成17年4月以降
【決済性預金】 ●当座預金 ●普通預金 [無利息型] ●別段預金(注1)	利息のつかない等の条件を満たす預金(注2)は、全額保護
【上記以外の預金】 ●普通預金 ●定期預金 ●定期積金 ●貯蓄預金等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護 これを超える部分は、金融機関の財産の状況に応じて支払われますので、一部カットされることがあります。

(注1) 別段預金とは、振込資金等の一時的な管理を行うための預金です。

(注2) 決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3つの条件を満たすものです。



Q12 通帳(証書)・キャッシュカードの偽造・盗難被害にあった場合は?

A

すぐにお取引いただいている店舗までご連絡下さい。
お取引店舗に連絡が取れない場合は、しんきんサービスセンターまでご連絡をお願いします。

☎0120-107-954 (フリーダイヤル)



被害額の補償について

●偽造・盗難キャッシュカード・盗難通帳(証書)による預金の不正な払い戻し被害にあわれた場合

お客様に重大な過失または過失がなかった場合	原則として被害額の全額を補償させていただきます。
お客様に過失(重大な過失以外)があった場合	原則として被害額の75%を補償させていただきます。
お客様に重大な過失があった場合	被害額を補償しかねる場合があります。

●お客様の「重大な過失」となりうる場合とは

偽造・盗難キャッシュカード	盗難通帳(証書)
他人に暗証番号を知らせた場合	他人に通帳(証書)を渡した場合
暗証番号をキャッシュカードに記載していた場合	他人に記入、押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
他人にキャッシュカードを渡した場合	
その他お客様に上記の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合	

被害の補償の対象期間

当金庫に被害のご通知をいただいた日から遡って、30日間までです。

ただし、ケガ等による入院加療等やむを得ない事情がある場合(※お客様による証明が必要です。)は、30日に特別な事情があった期間を加えた日数(最長2年)となります。

補償を受けるための3つの条件

1. お客様がキャッシュカード・通帳(証書)の盗難に気づかれた後、当金庫へ速やかにご通知いただいていること。
2. 当金庫の調査に対し、お客様に十分なご説明をいただいていること。
3. お客様が当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることやその他の盗難に遭われたことを推測するに足る事実の確認ができるものをお示しいただいていること。

《キャッシュカード・通帳(証書)の管理は厳重にしましょう》

- 暗証番号は、簡単に第三者に推測されない番号を登録して下さい。
電話番号、生年月日、自宅の番地、車のナンバー等は組み替えたとしても簡単に推測される恐れがあります。
このような場合、速やかに推測されにくい番号に変更することをお勧めします。
※当金庫のATMでキャッシュカードの暗証番号の変更が可能です。
 - 偽造被害防止のために、キャッシュカードはつねに肌身離さず管理には十分ご注意ください。
 - キャッシュカードを車の中には放置せず、つねに携帯して下さい。
 - 電車や飲食店などで、壁や椅子などに掛けた上着やカバンから財布ごと抜き取られないようにご注意ください。
 - 通帳やご利用明細は毎回必ずチェックし、内容をご確認下さい。
 - 万一、キャッシュカード・通帳(証書)の紛失・盗難・悪用に気づいたら、すぐに当金庫にご連絡下さい。
 - 手のひらの静脈でご本人様を確認する生体認証キャッシュカードを発行しておりますので、セキュリティ強化のためにもお手持ちのキャッシュカードの切り替えをお勧めします。
- ※インターネットバンキングによる被害につきましては、お客様の被害に遭われた状況等を踏まえ、個別の事案ごとに補償の判断をさせていただきます。



Q13 相談したいことがあるんだけど、 どうしたらいいの？

A

当金庫は、お客さまからのご相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店またはコンプライアンス統括室で受付けておりますので、お申し出ください。また、ご提案いただいた苦情等の原因を分析し、再発防止のための事務手続きなどの修正すべき点を検討して業務の改善に努めております。



1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

上田信用金庫 コンプライアンス統括室

住所：上田市材木町1丁目17番12号 フリーダイヤル：0800-800-3508 FAX：0268-25-1814
受付時間：9:00～17:00（信用金庫営業日） 受付媒体：電話、手紙、面談 Eメール：shinkin@ueda.ne.jp

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記コンプライアンス統括室にご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）

住所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 電話：03-3517-5825
受付日時間：月～金（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00 受付媒体：電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、コンプライアンス統括室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

東京三弁護士会			
名称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時間	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

その際には、次の(1)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス統括室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、長野県弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

現地調停が利用可能な弁護士会 長野県弁護士会 住所：長野市妻科432 電話：026-232-2104



Q14 振り込め詐欺被害の 救済制度ができたの？

A 平成20年6月21日から
振り込め詐欺救済法が
施行されました。



平成20年6月21日から振り込め詐欺救済法が施行され、振り込め詐欺等の犯罪により金融機関の預金口座に振り込まれたお金が引き出されずに残っている場合、被害に遭われた方たちにお金をお返しするための手続きとルールを定めたものであります。

振り込め詐欺等の被害金返還手続きの概要

1. 被害に遭われた方から、警察と振込先の金融機関へ申し出てください必要があります。
2. 犯罪に利用された口座の残高に対する口座名義人の権利を失わせる手続き（預金保険機構が犯罪に利用された口座の公告をホームページに掲載）を行います。
なお、公告期間は60日以上となります。
3. 預金保険機構が、被害に遭われた方に資金返還を行っていただくための公告をホームページに掲載します。
4. ホームページをご覧ください、被害に遭われた方は申請期間（当面1年間は公告が行われた翌日から60日程度）終了までに、振込先の金融機関へ返還の申請を行っていただきます。
5. 犯罪に利用された口座の残高と返還申請の状況により、被害金の全部または一部が返還されます。

「振り込め詐欺」被害に遭わないために

子どもや孫を装って電話をかけ、心配する家族（高齢者）をだまして、交通事故の示談金や借金の返済等お金を振り込ませる「振り込め詐欺」の被害がなくなります。

特に、携帯電話を使って、金融機関のATMコーナーに誘導し、操作を指示するケースが多発しています。

お金を振り込む前に、必ずもう一度家族に確認したり、友人などに確認して下さい。

また、被害に遭わないよう家族の間で合言葉を決めるなどの対策も必要です。

「振り込め詐欺」の種類と相談窓口

種 類	キーワード
オレオレ詐欺	「電話番号が変わった」、「キャッシュカードを預かる」という電話
金融商品等取引名目詐欺	「必ず儲かる」、「今しか買えない」「3倍で買い取ります」という儲け話
架空請求詐欺	「総合情報サイト利用料金未納」、「延滞料金が毎日加算される」
融資保証金詐欺	「保証金が必要です」「信用実績が必要です」
還付金詐欺	「税金の返還金があるが、以前通知を出したのに返信がないので電話をした」

※少しでも疑問に思ったら、警察の相談窓口にご相談を！

長野県警察本部 地域安全推進室（警察安全相談窓口） ☎026-233-9110



Q15 取引時確認のご協力のお願いとは？

A

平成25年4月1日からの法改正に伴い、口座開設に際して、従来の本人確認（氏名、住所および生年月日等）に加えて、取引の目的、職業や事業内容等について確認（取引時確認）させていただくことになりましたので、何卒ご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。



お取引時確認が必要な主なお取引について

1. 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
2. 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
3. 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払いを行う大口現金取引
4. 融資取引等

これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

ご確認させていただく事項

【個人のお客さま】

確認事項	主な確認事項
氏名・住所・生年月日	運転免許証・健康保険証・国民年金手帳・パスポート等（いずれも原本）
職業・取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。
（ご本人以外の方が来店される場合）来店された方の氏名・住所・生年月日等	運転免許証・健康保険証・国民年金手帳・パスポート等（いずれも原本） ※上記に加え、住民票等によりご本人との関係（ご本人のために取引を行っていること）を確認させていただきます。

【法人のお客さま】

確認事項	主な確認事項
名称、本店または主たる事務所の所在地	登記事項証明書・印鑑登録証明書等（いずれも原本）
来店された方の氏名・住所・生年月日等	運転免許証・健康保険証・国民年金手帳・パスポート等（いずれも原本） ※上記に加え、社員証等により、法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
事業内容	登記事項証明書・定款の写し等
取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。
議決権保有比率25%超の方の有無、その方の氏名・住所・生年月日	お客さまの申告により確認させていただきます。 ※議決権保有比率25%超の方が法人の場合、その法人の名称および本店または主たる事務所の所在地を確認させていただきます。 ※議決権保有比率50%超の方がいる場合は、その方についてだけ確認させていただきます。 ※一般社団法人等においては、代表者の方全員の氏名・住所・生年月日を確認させていただきます。

その他、詳しいことは、お取引店の窓口等にお問い合わせください。

当金庫のATMご利用手数料

(税込) (平成25年7月1日 現在)

お取引 種類	お支払			お預入			お振込 ^(※1)		
	曜日	時間帯	手数料	曜日	時間帯	手数料	曜日	時間帯	手数料
上田信用金庫のカード	平日	8:00～ 8:45	105円	平日	8:00～21:00	0円	平日	8:00～ 8:45	105円
		8:45～18:00	0円					8:45～18:00	0円
		18:00～21:00	105円					18:00～21:00	105円
	土曜	9:00～14:00	0円	土曜	9:00～19:00	0円	土曜	9:00～14:00	0円
		14:00～19:00	105円					14:00～19:00	105円
	日・祝	9:00～19:00	105円	日・祝	9:00～19:00	0円	日・祝	9:00～19:00	105円
全国信用金庫のカード	平日	8:00～ 8:45	105円	平日	8:00～ 8:45	105円	平日	8:00～ 8:45	105円
		8:45～18:00	0円					8:45～18:00	0円
		18:00～21:00	105円					18:00～21:00	105円
	土曜	9:00～14:00	0円	土曜	9:00～14:00	0円	土曜	9:00～14:00	0円
		14:00～19:00	105円					14:00～19:00	105円
	日・祝	9:00～19:00	105円	日・祝	9:00～19:00	105円	日・祝	9:00～19:00	105円
八十二銀行のカード ^(※2)	平日	8:00～ 8:45	105円	平日	お取扱い できません	—	平日	8:00～ 8:45	105円
		8:45～18:00	0円					8:45～18:00	0円
		18:00～21:00	105円					18:00～21:00	105円
	土曜	9:00～17:00	105円	土曜			土曜	9:00～17:00	105円
	日・祝	9:00～17:00	105円	日・祝			日・祝	9:00～17:00	105円
	銀行等提携のカード ^(※2)	平日	8:00～ 8:45	210円	平日	8:00～ 8:45 ^(※3)	210円	平日	8:00～ 8:45
8:45～18:00			105円	8:45～18:00 ^(※3)		105円	8:45～18:00		105円
18:00～21:00			210円	18:00～21:00 ^(※3)		210円	18:00～21:00		210円
土曜		9:00～14:00	105円	土曜	9:00～14:00 ^(※3)	105円	土曜	9:00～14:00	105円
		14:00～17:00	210円		14:00～17:00 ^(※3)	210円		14:00～17:00	210円
日・祝		9:00～17:00	210円	日・祝	9:00～17:00 ^(※3)	210円	日・祝	9:00～17:00	210円
ゆうちよ銀行のカード	平日	8:00～ 8:45	210円	平日	お取扱いできません	—	平日	お取扱い できません	—
		8:45～18:00	105円		8:45～18:00	105円			
		18:00～21:00	210円		18:00～21:00	210円			
	土曜	9:00～14:00	105円	土曜	お取扱い できません	—	土曜		
		14:00～17:00	210円						
	日・祝	9:00～17:00	210円	日・祝			日・祝		

(※1) 記載の手数料の他に振込先および金額に応じて振込手数料が掛かります。

(※2) 法人カードによるお取扱いはできません。

(※3) 第二地銀、信用組合、労働金庫のうち、一部の金融機関のカードがご利用いただけます。

※この手数料は、当金庫のATMをご利用の場合であり、他金融機関のATMをご利用の場合は、その金融機関の所定の手数料が必要となります。

※この表のご利用時間帯は最長のお取扱い時間であり、それぞれのATMにより開始・終了の時間が異なります。

主な手数料一覧

(税込) (平成25年7月1日 現在)

■為替手数料

種 類			3万円未満	3万円以上	
窓口利用 (電信・文書)	当金庫同一店内宛		1件	無 料	210円
	当金庫本支店宛	会 員	1件	105円	315円
		会 員 外	1件	210円	420円
	県内信用金庫宛		1件	210円	420円
	他金融機関宛	会 員	1件	525円	735円
会 員 外		1件	630円	840円	
ATM利用(※1)	当金庫同一店内宛		1件	無 料	
	当金庫本支店・ 県内信用金庫宛	カ ー ド	1件	105円	210円
		現 金	1件	105円	315円
	他金融機関宛	カ ー ド	1件	315円	525円
現 金		1件	420円	630円	
テレサービス(※2) インターネット バンキング(法人)	当金庫同一店内あて		1件	無 料	
	当金庫本支店・県内信用金庫あて		1件	105円	315円
	他金融機関あて		1件	420円	630円
インターネット バンキング(個人)	当金庫同一店内・当金庫本支店あて		1件	無 料	
	県内信用金庫あて		1件	105円	210円
	他金融機関あて		1件	210円	
自動振込	当金庫同一店内あて		1件	52円	
	当金庫本支店あて	会 員	1件	105円	315円
		会 員 外	1件	210円	420円
	県内信用金庫あて		1件	210円	420円
他金融機関あて		1件	525円	735円	
税金等払込手数料	上田市・東御市・小諸市・佐久市・軽井沢町・長和町・御代田町・青木村・小海町・佐久穂町・立科町・川上村・北相木村・南牧村・南相木村		1件	無 料	
	上記以外の県内の地公体		1件	210円	420円
	県外の地公体		1件	525円	735円

(※1) 時間帯・カードの種類によって、別途手数料がかかる場合があります。

(※2) アンサー一括データ伝送・FAX振込をいいます。

■代金取立手数料

地 域			金 額	
同一店内・同一交換所内			1通	無 料
上田 ⇄ 佐久 交換所内	当金庫	会 員	1通	315円
		会 員 外	1通	420円
	他金融機関	会 員	1通	420円
		会 員 外	1通	630円
県内信用金庫	集中取立	1通	420円	
	個別取立	1通	630円	
上記以外	集中取立	1通	630円	
	個別取立	1通	840円	

※個別取立で至急扱いを要する場合は、速達郵便料を申し受けます。

■その他の手数料

種 類		金 額	
振込・送金組戻手数料(※)	1通	630円	
不渡手形返却料(※)	1通	630円	
取立手形組戻料(※)	1通	630円	
旅館券取立手数料(※)	1通	630円	
独立行政法人 日本学生支援機構	1件	30円	
COM閲覧	1枚	20円	
取引明細発行	当座・普通預金の入金を伴う場合	1通	210円
	上記以外	1枚	20円

※速達で郵送する場合は、速達郵便料を申し受けます。

■インターネットバンキング等関係手数料

種 類		金 額		
インターネット バンキング	個人	基本料(月額)	1契約	無 料
		ワンタイムパスワード利用料(月額)	1契約	105円
	法人	加入料(契約時)	1契約	1,050円
		基本料(月額)	1契約	2,100円
テレサービス	アンサーサービス基本料(月額)	1契約	1,050円	
	一括データ伝送サービス基本料(月額)	1契約	1,050円	
	FAX振込サービス基本料(月額)	1契約	1,050円	

■当座関連手数料

種 類		署名鑑印刷なし	署名鑑印刷あり
小切手帳(1冊50枚綴り)	1冊	630円	735円
約束手形帳(1冊50枚綴り)	1冊	840円	945円
為替手形帳(1冊25枚綴り)	1冊	420円	472円
署名鑑新規登録・変更手数料	1回	5,250円	
マル専当座預金	口座開設手数料	1通	3,150円
	手形用紙	1枚	525円
自己宛小切手(1枚あたり)	1枚	525円	

■通帳、カード等発行・再発行手数料

種 類		新規発行	再発行
通帳・証書・契約の証	1冊・1枚	無 料	1,050円
ICキャッシュカード	個 人	1枚	無 料
	法 人	1枚	1,050円
キャッシュカード	個 人	1枚	無 料
	法 人	1枚	無 料
生体認証キャッシュカード(個人)	1枚	無 料	1,050円
各種ローンカード	1枚	無 料	1,050円
出資証券	1枚	無 料	525円

※磁気・ICの読み込み不能、罹災、名義変更・移管による再発行は、無料となります。

■個人情報開示手数料

店頭受取	一律	525円
郵送受取	一律	840円

※別途、証明書発行手数料(1通あたり630円)が必要となります。

■証明書発行手数料

種 類			金 額	
残高証明書	当庫制定用紙	発行区分 ごと 1組につき	自動発行 420円	都度発行 630円(※1)
	お客様指定の用紙		630円(※1)	
	監査法人からの依頼		2,100円	
上記以外の証明書		1通	630円	
融資証明書		1通	3,150円	
株式払込保管証明書		1通	払込総額 3/1,000 + 消費税	

(※1) 英文による残高証明書が含まれます。

■貸金庫・夜間金庫利用料

種 類			金 額	
貸金庫 (6ヶ月)	有人型	1契約	2,625円	
	無人型	1契約	5,250円	
	カード再発行手数料	1枚	1,050円	
	鍵再発行手数料	1個	実 費	
夜間金庫	基本料金	1契約	12,600円 (6ヶ月)	
	入金鞆紛失・毀損	1個	1,050円	
	入金鞆正鍵紛失・毀損	1個	1,050円	
	外扉鍵紛失・毀損	1個	1,050円	

■融資関係手数料

種 類			金 額	
不動産担保	新規設定	1契約	21,000円(※1)	
事業性(証貸)・個人ローン	全部繰上返済	1件	5,250円(※2)	
	条件変更	1件	5,250円(※2)	
住宅ローン	新規実行	1件	15,750円	
	全部繰上償還	全国保証付保	1件	31,500円
		上記以外	1件	5,250円
	条件変更	1件	5,250円(※2)	
金銭消費貸借契約証書(カードローンを除く)		1件	50円	
融資専用約束手形用紙代		1枚	30円	

(※1) 住宅ローンを含む個人ローンの設定及び追加設定、解除、変更等は除きます。(※2) 残高500万円以上かつ実行後半年経過、1件毎の手数料です。

■両替手数料等

受取・持込合計枚数			金 額	
窓口利用(※1)	1～ 100枚		無 料	
	101～ 300枚		105円	
	301～ 500枚		210円	
	501～1,000枚		315円	
	1,001枚以上		1,000枚毎に315円加算	
両替機	1～ 100枚		無 料	
	101～ 500枚		100円	
	501～1,000枚		200円	
	1,001枚以上		1,000枚毎に300円加算	
金種指定払戻 紙幣・硬貨(※2)	1～ 100枚		無 料	
	101～ 300枚		105円	
	301～ 500枚		210円	
	501～1,000枚		315円	
	1,001枚以上		1,000枚毎に315円加算	

(※1) お客様が持ち込まれるあるいは持ち出される硬貨・紙幣の合計枚数を基準とします。(※2) 毎月の給与払い戻しは、無料です。

店舗のご案内

金融機関コード (1392)

(平成25年7月1日 現在)

店舗名(店舗コード)	住所	電話番号	キャッシュコーナー	AED設置	両替機	夜間金庫	貸金庫
本店営業店(001) 川原柳支店(003)	上田市材木町1丁目17番12号	(0268) 22-6262	8:00~21:00	○	○	○	○
しんきんローンセンター	上田市材木町1丁目17番12号(本店営業店内)	(0268) 29-6160	—	—	—	—	—
駅前支店(002)	上田市天神1丁目6番13号	(0268) 22-2485	8:00~20:00		○	○	
大屋支店(004)	上田市大屋468番地1	(0268) 35-0361	8:00~20:00			○	○
丸子支店(005)	上田市上丸子1015番地1	(0268) 42-2841	8:00~20:00	○		○	
常磐城支店(006)	上田市中央西2丁目4番2号	(0268) 24-3434	8:00~20:00			○	○
常田支店(007)	上田市常田2丁目15番17号	(0268) 25-1810	8:00~21:00			○	
塩田支店(008)	上田市本郷766番地5	(0268) 38-7365	8:00~20:00			○	
東部町支店(009)	東御市常田580番地6	(0268) 64-3545	8:00~21:00	○		○	
神科支店(010)	上田市住吉287番地4	(0268) 25-3737	8:00~20:00		○	○	
城南支店(011)	上田市中之条389番地7	(0268) 23-6550	8:00~20:00			○	
真田支店(012)	上田市真田町長7166番地8	(0268) 72-4111	8:00~20:00			○	
川西支店(013)	上田市小泉716番地5	(0268) 26-7755	8:00~20:00			○	
よだくぼ支店(014)	上田市武石沖202番地3	(0268) 85-0300	8:00~20:00			○	
原町支店(015)	上田市中央3丁目2番17号	(0268) 28-7511	8:00~20:00		○	○	○
小諸支店(051)	小諸市大手2丁目1番12号	(0267) 22-2233	8:00~20:00	○	○	○	
岩村田支店(052)	佐久市岩村田810番地5	(0267) 67-3345	8:00~21:00	○	○	○	
野沢支店(053)	佐久市原563番地12	(0267) 62-1127	8:00~20:00				
御代田支店(054)	北佐久郡御代田町大字御代田2427番地4	(0267) 32-3455	8:00~20:00		○	○	
中込原支店(055)	佐久市中込3089番地8	(0267) 63-1080	8:00~20:00				
軽井沢支店(056)	北佐久郡軽井沢町大字長倉2984番地1	(0267) 46-0331	8:00~20:00			○	
白田支店(057)	佐久市白田112番地1	(0267) 82-7070	8:00~20:00			○	
和田森支店(058)	小諸市大字和田966番地133	(0267) 25-0678	8:00~20:00			○	

◎キャッシュコーナーについて土曜日・日曜日・祝日は、9:00~19:00までご利用いただけます。

(平成25年7月1日 現在)

地区	店外キャッシュコーナー	平日ご利用時間	土・日・祝日稼働の有無
上田市	川原柳出張所	9:00~20:00	○
	上田市役所	9:00~18:00	ご利用いただけません
	ザ・ビッグしおだ野	9:00~21:00	○
	西友三好町店	9:00~20:00	○
	やおふく古里店	8:45~20:00	○
小諸市	西友小諸小原店	9:00~20:00	○
佐久市	西友岩村田相生店	9:00~20:00	○
	佐久市工業団地	8:45~18:00	ご利用いただけません
	イオンモール佐久平店	9:00~21:00	○
御代田町	小田井(ピコ内)	8:45~20:00	○
軽井沢町	軽井沢町役場	8:45~18:00	ご利用いただけません

◎土曜日・日曜日・祝日は、9:00~19:00までご利用いただけます。

営業店地図 最寄の店舗をご利用ください (敬称:略)

店舗内キャッシュコーナー

平日は8:00~20:00まで
土曜日・日曜日・祝日は9:00~19:00までご利用できます。
★…21:00までご利用できるキャッシュコーナーがある店舗
●…AED設置 □…夜間金庫設置
●…両替機設置 ○…貸金庫設置

本店営業店 (001) ・ 川原柳支店 (003)

☎0268-22-6262



ローンのことなら何でもお気軽にご相談ください
AM10:00~PM7:00 ☎0120-019-416



駅前支店 (002) ☎0268-22-2485



大屋支店 (004) ☎0268-35-0361



丸子支店 (005) ☎0268-42-2841



常磐城支店 (006) ☎0268-24-3434



常田支店 (007) ☎0268-25-1810



塩田支店 (008) ☎0268-38-7365



東部町支店 (009) ☎0268-64-3545



神科支店 (010) ☎0268-25-3737



城南支店 (011) ☎0268-23-6550



真田支店 (012) ☎0268-72-4111



野沢支店 (053) ☎0267-62-1127



川西支店 (013) ☎0268-26-7755



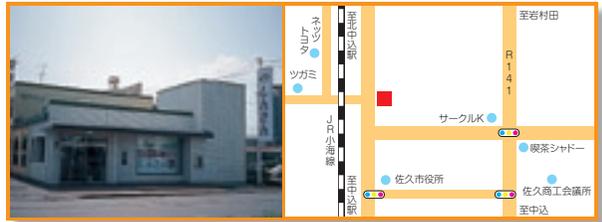
御代田支店 (054) ☎0267-32-3455



よだくぼ支店 (014) ☎0268-85-0300



中込原支店 (055) ☎0267-63-1080



原町支店 (015) ☎0268-28-7511



軽井沢支店 (056) ☎0267-46-0331



小諸支店 (051) ☎0267-22-2233



臼田支店 (057) ☎0267-82-7070



岩村田支店 (052) ☎0267-67-3345



和田森支店 (058) ☎0267-25-0678



いつもあなたの、となりです!!
 ~わたしたちにおまかせください!~



本店営業店・川原柳支店



駅前支店



大屋支店



丸子支店



常磐城支店



常田支店



塩田支店



東部町支店



神科支店



城南支店



真田支店



川西支店



よだくぼ支店



原町支店



小諸支店



岩村田支店



野沢支店



御代田支店



中込原支店



軽井沢支店



白田支店



和田森支店